平成２４年（フ）第５０７８号
大阪府摂津市学園町２丁目９番25―102号
債務者　橋本　崇史
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３５号
大阪市福島区海老江７丁目18番17号　ヴィラデスト202号
債務者　奥村知永子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３６号
大阪府高槻市津之江町１丁目49番７号
債務者　東谷　人見
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８２号
大阪市平野区瓜破３丁目３番７号パストラルハイツ205
債務者　林　　賢造
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８３号
大阪市平野区瓜破３丁目３番７号パストラルハイツ205
債務者　林　　節子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９５号
大阪府東大阪市加納３丁目９番16―206号
債務者　牛尾　眞弓
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２０号
大阪市大正区泉尾１丁目40番14号　中央サンビレッジＡ201号
債務者　井上　俊一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５２号
大阪府箕面市西小路１丁目７番22号
債務者　加藤　道男
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５３号
大阪市東住吉区矢田２丁目８番12号　コート東住吉105号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田４丁目11番17号
債務者　大森　典夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５６号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目17番17―401号
債務者　畑中千亜希
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５７号
大阪市城東区中央２丁目14番Ｃ―1508号
債務者　永井　理絵（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１号
釧路市桜ケ岡３丁目９番１号
債務者　濱澤　修司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
釧路市芦野５丁目22番３号　アビタシオン201
債務者　井澤　道子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３６５号
愛知県岡崎市欠町字三田田北通22番地５　イーストガーデンポプラ館603、前住所愛知県豊田市大沼町芦ケ入中27番地34
債務者　高山　俊夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
愛知県岡崎市上里２丁目７番地14　サンパティーク岡崎303、前住所愛知県豊田市大沼町芦ケ入中27番地34
債務者　高山由美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７３９号
神奈川県大和市上和田832番地３
債務者　高橋　千夏
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部